

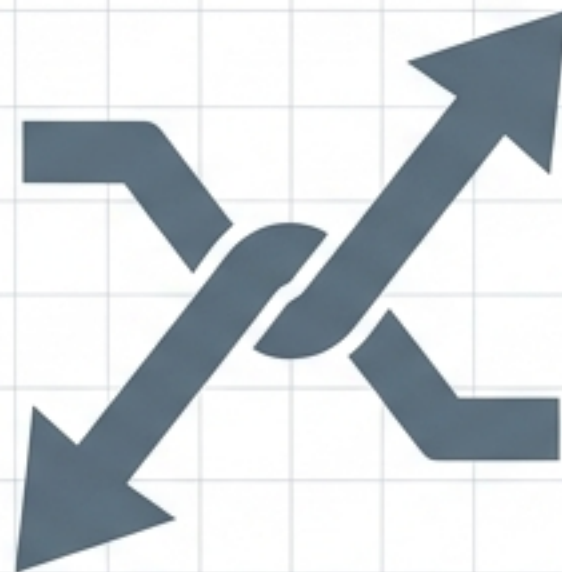
著作権なき成果物の「模倣」と 「公正競争」の境界線

令和6年 バンドスコア訴訟・最高裁判決が描く新たなビジネス・ブループリント



**「著作物には
当たらない」**

(最高裁による明言:
著作権法2条1項1号の対象外)



**「約1億6925万円の
損害賠償」**

(民法709条に基づく
不法行為の成立)

これは著作権の保護ではない。著しく不公正な手段による
「ビジネスの破壊」に対する例外的な鉄槌である。

KPI

規模：
579曲

KPI

期間：約6年半
(2011.12 - 2018.6)

KPI

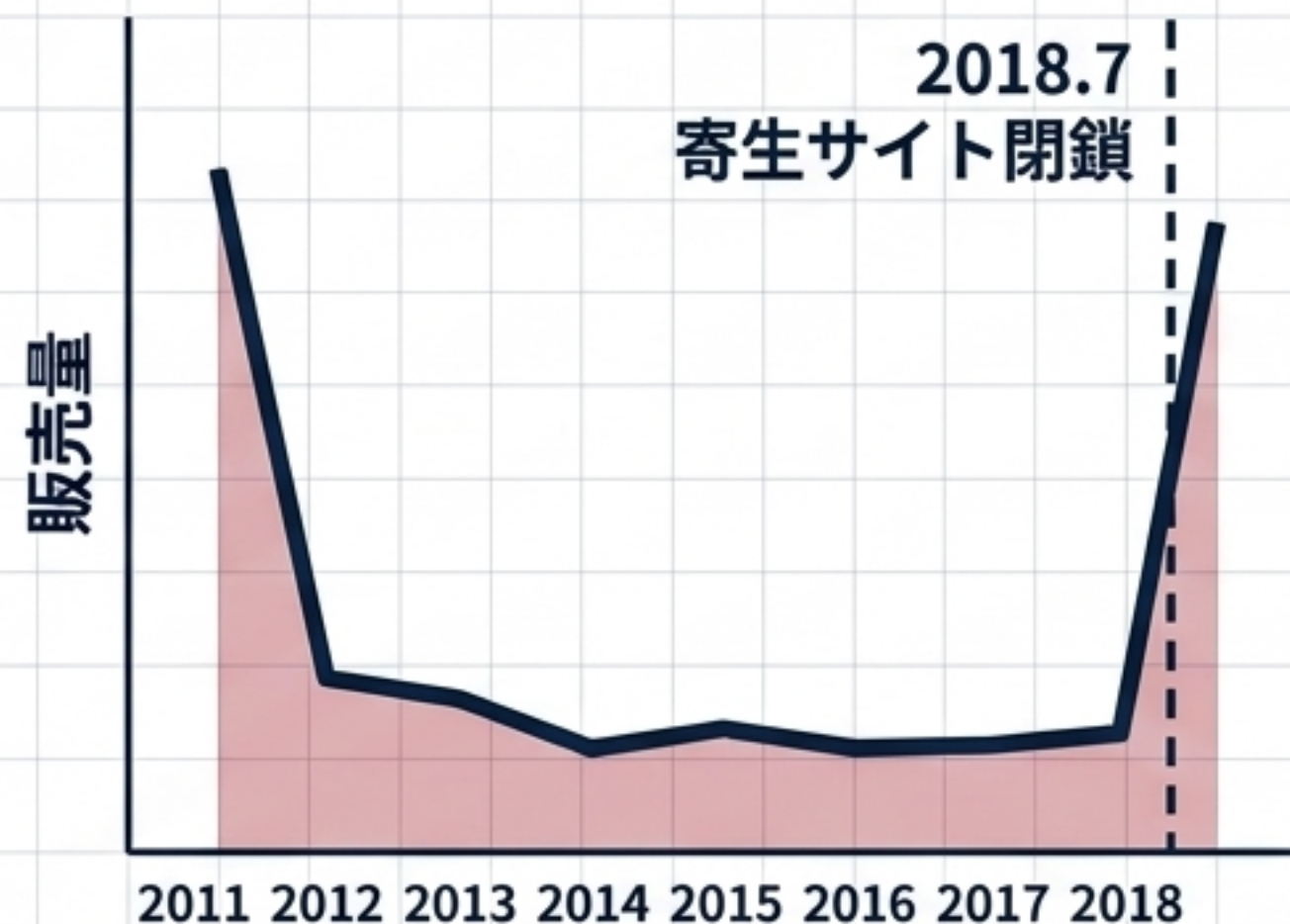
制作コスト：
¥0

被上告人の
楽譜購入

細部までの
完全模倣

ウェブでの
無料公開

広告収益
の獲得



東京地裁
(2021)

東京高裁
(2024)

最高裁第二小法廷
(2026)

著作権の扱い

非著作物の模倣として検討

(理論的混同を指摘される曖昧な定義)

明確に「著作物ではない」と出発点をリセット

模倣の評価

全体的な不法模倣を否定

サンプル曲から579曲全体の組織的模倣を認定

原審の「全体を細部まで模倣」した確定事実を前提として採用

結論

請求棄却

約1.69億円の賠償認容

上告棄却（高裁の結論を維持しつつ、北朝鮮映画事件の「特段の事情」法理へ精密に接続）

「情報自由利用の原則」

著作権法が意図的に設定した自由領域。
保護されない情報の利用は原則自由。

「不法行為 / 特段の事情」

(民法709条)

別の法的な利益（営業継続など）
を侵害する例外的な極小領域。

「著作権がない＝何をしても自由」ではないが、民法が介入するのは極端な例外のみ（北朝鮮映画事件最件最判の継承）。



「多額の費用と労力（額の汗）をかけた成果物は、著作権がなくても法的に保護される」

尾島明裁判官 補足意見

「多大な費用等をかけて創り出された知的成果物であっても、原則として、他者がこれを模倣して自由に利用することができる」

スピードラーニング事件判例

労力や費用をかけた事実だけでは「特段の事情」にはならない。

投資への見返り（準著作権）を与えたのではない。
焦点は「投資の大きさ」ではなく「競争手段の悪質さ」にある。

579曲・全体を細部まで模倣

本来の制作費の完全回避

市場破壊と売上減の認識

広告料収入

直接的な依拠

長期にわたる利用(約6年半)

原告側の投資

無料での提供

これらが複合し
「自由競争の範囲を逸脱」した
瞬間に不法行為が成立する。

単なる参考ではなく、完成品から直接抽出し、
制作コストを系統的に全回避する悪質性

「本件行為は、**著しく不公正な手段**を用いて
被上告人の**営業の継続を困難**にさせる競業行為」

軽微な売上低下ではなく、独立採譜というビジネスモデル
自体を経済的に成立不能にさせる市場破壊

単なる「参考」「価格競争」「無料化」ではこの基準に届かない。非常に高い違法性のハードル。

ホワイトゾーン：引き続き合法的な「自由競争」のアクション



独立した「耳コピ」と採譜

音源から独自に時間と労力をかけて採譜・制作する行為。



新しいビジネスモデルの展開

独自採譜に基づく「広告型無料サービス」自体は社会的価値がある。



部分的な参照・品質チェック

競合他社のスコアを丸写しせず、非組織的・部分的に参考にする程度。



非競合・教育目的の利用

著作権法35条に基づく学校の授業内での利用や、私的な演奏・研究目的。

境界線は「競合の完成品に依拠し、自らの制作コストを不当に回避したか」にある。

寄生型フロー（違法リスク）

競合の完成スコア + 音源

(直接渡す)

担当者・入力作業

無料代替品の公開



制作過程の依拠により、
費用を不当に回避。

クリーンルーム型フロー（安全地帯）

原音源データのみ

(聴音)

独立した採譜者

(修正・校正ログの保存)

自社スコアの公開



既存資料は最終チェック等に限定。
独立制作の証明を確保。

出版社の防衛策：証拠としての 「デジタル・フォレンジック」

「先に作った」だけでは勝てない：独立採譜
の抗弁を崩すため、推認証拠が必須。

固有表記（フィンガープリント）

自社特有の演奏ポジションの指定、特殊な譜割り、独自の注記。

トラップ・ストリート（無意図的/意図的な誤記）

複数曲に反復する不自然なエラーの一致。

制作履歴の保存

版下作成時刻、採譜者への委託指示書、ファイル修正ログのタイムスタンプ。



楽譜出版社

短期インパクト: 民法709条による差止・賠償請求が現実的な武器に。

長期チャンス: 採譜・校正への投資が回収しやすくなり、供給インセンティブが安定。

必須アクション: 「制作過程の履歴」と「自社固有の表記ルール」の証拠化。



「制作過程の履歴」と「自社固有の表記ルール」の証拠化。

無料楽譜プラットフォーム

短期インパクト: 他社譜面に依存した制作フローの即時見直しが必要。

長期リスク: 大量参照＋無料代替のビジネスモデルは極めて高い法的リスクを伴う。

必須アクション: 「独立制作 (クリーンルーム)」を証明できる監査体制の構築と、作業ログの保存。

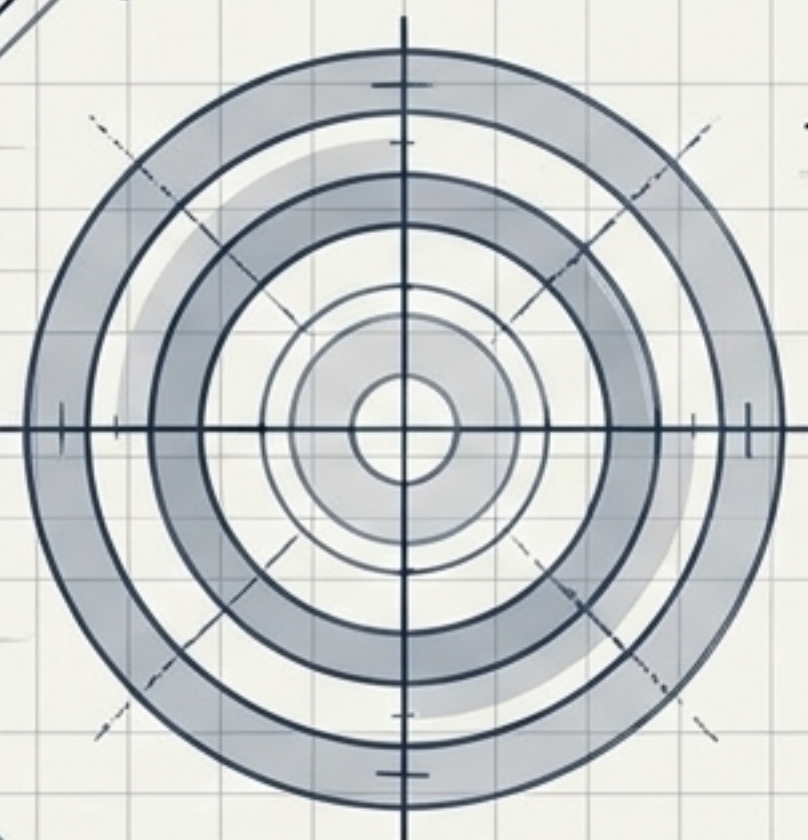


「独立制作 (クリーンルーム)」を証明できる監査体制の構築と、作業ログの保存。

演奏者・教育現場

- ✓ 現状維持：個人の耳コピ、バンド練習用メモ、著作権法35条に基づく学校の授業目的利用に影響はなし。
- ✓ 注意点：個人利用を超えた「他社スコアのそのままの再配布・商用化」はリスクあり（元楽曲の著作権処理とは別途必要）。

AI・自動採譜事業 (The Wildcard)

- 
- ⚙️ パラダイムシフトの可能性: 本判決は「本来必要な高額な採譜コストを不当に回避した」ことが根拠の一つ。
 - ⚙️ 未来の懸念: 自動採譜AIの進化により「誰もがゼロコストで独立採譜」できる時代になれば、この不法行為の前提事実（費用回避の悪質性）が崩れる可能性がある。

未解決のグレーゾーンと未来の課題



損害算定の壁

無料サービスの存在と売上減少の「因果関係」の証明。景気や他要因との切り分けが今後の類似訴訟でも難題となる。



模倣率のグレーゾーン

今回は「579曲・全体を細部まで」という極端な事例。
「10曲中1曲」や「一部の参照」の境界線はどこか？基準形成待ち。



AIデータ学習への波及

他社の多大な投資成果を直接取得して代替物を生成するAIモデルに、本判決の経済的理屈が類推適用されるかが今後の最大争点。

「最後の安全弁」としての民法709条



本最高裁判決は、著作権の外側に新しい「独占権」を作ったのではない。著作権法の自由領域を維持しつつ、競争相手の成果に徹底的に寄生し、その営業基盤を破壊する極端なフリーライドに対してのみ、民法が「最後の安全弁」として機能することを示した。

情報の自由な流通と、投資・公正競争のバランス。この境界線を正確に見極める企業だけが、次のデジタル経済を生き残る。